

2009年7月28日
株式会社日立製作所
執行役会長兼執行役社長 川村 隆
(コード番号:6501)
(上場取引所:東・大・名・福・札)

当社子会社である日立プラントテクノロジーの株式等に対する 公開買付けの開始について

株式会社日立製作所(以下、日立)は、本日、株式会社日立プラントテクノロジー(執行役社長:住川雅晴/コード番号:1970/以下、日立プラント)の普通株式および新株予約権を公開買付け(以下、本公開買付け)により取得することを決定しましたので、お知らせします。

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

日立は、現在、間接保有分 0.74%を合わせて日立プラントの発行済株式総数の 68.88%を保有し、日立プラントを連結子会社としていますが、このたび、日立プラントを日立の完全子会社とすることを目的として、日立プラントの発行済株式、2005年6月29日開催の日立プラント定時株主総会および同年7月25日開催の日立プラント取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下、第3回新株予約権)および2006年11月27日開催の日立プラント取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下、2006年度新株予約権、第3回新株予約権および2006年度新株予約権を併せて、本新株予約権。)の全て(ただし、日立プラントが保有する自己株式を除きます。)を本公開買付けにより取得することとしました。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限および下限を設定しておりません。

なお、日立プラントによれば、日立プラントは、本日開催の日立プラントの取締役会において、本公開買付けに賛同を表明し、かつ、日立プラントの株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨、および本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行ったとのこと。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程および本公開買付け後の経営方針

日立ならびに日立の子会社および関連会社からなる日立グループは、情報通信システム、電子デバイス、電力・産業システム、デジタルメディア・民生機器、高機能材料、物流およびサービス他、金融サービスの7部門にわたって、製品の開発、生産および販売からサービスの提供に至るまで幅広い事業活動を展開しています。

現在、日立グループは、昨年度後半から継続している世界的・構造的な不況という厳しい経営環境の中で、今後の成長軸を確保するためには、日立グループ全体のリソース配分の最適化を図り、事業ポートフォリオの再構築の加速化を図ることが喫緊の課題と考えています。

特に、電力、交通、道路や水道等の公共システムや、製造業の生産設備などに代表される社会・産業インフラは、新興国を中心に市場の拡大が見込まれています。また、既に一定水準の社会・産業インフラが整備された先進国・地域においても、高度な情報通信システムに支えられた社会・産業インフラのリノベーションが今後ますます求められています。更に、今後の社会インフラの整備においては、地球環境に及ぼす影響をより小さくすることが必須です。

そのため、従来型の社会インフラと情報通信システムの両分野および環境関連事業において、幅広い実績を有する日立グループは、その経験、ノウハウ、技術力を活用し、社会インフラ事業と情報通信システム事業を融合させた「社会イノベーション事業」を注力事業とする方針です。

一方、日立プラントは、2006年4月に、エンジニアリング力・モノづくり力・施工力を結集することにより、社会・産業インフラを担うグローバル企業として発展することをめざし、日立プラント建設株式会社、日立機電工業株式会社、株式会社日立インダストリイズ、および日立の電機グループの一部を統合し発足しました。日立プラントは設立以来、社会インフラシステム、産業システム、空調システム、エネルギーシステムに関する開発、設計、製造、販売、サービス、施工を主力事業として展開し、ワールドワイドでのシェアの拡大と収益力の強化を図るなど、着実な成長を遂げてきました。

日立グループが注力する「社会イノベーション事業」のうち、日立プラントの事業と関係が深い分野である造水・排水処理・水リサイクル・送水等の水循環システム、環境配慮型データセンタ等の空調システム、交通システム、原子力発電プラント・高効率石炭火力発電プラント・スマートグリッド(次世代電力網)等の電力システム、大規模・総合インフラ構築・産業プラント建設等の産業システムは、いずれも、グローバル市場を対象とし、国・地域・都市を単位とする大型プロジェクトとなるケースが多く、世界的プレーヤーとの熾烈な競争環境下での展開が必要となります。これらの大型プロジェクトの中でも、市場の拡大が期待できる海外プロジェクトにおいては、信頼性の高い社会インフラを提供しながら、安定的に高い収益を実現するために、戦略的な営業力の強化とともに、システム取り纏め力の強化が欠かせません。

また、全世界、全地域で高まっている、社会インフラの新たな構築、リノベーションのニーズに対応し、環境に配慮しながら、安全で信頼性が高い社会インフラを提供するためには、今後、情報通信システムと電力・産業システムの有機的な融合により、情報通信システムにおける社会・産業向け大規模システム構築力と電力・産業システムを中心とした強いコア機器群を一体化した営業力・提案力の強化を図り、顧客ニーズに統合的・機動的に対応することが成長性・収益力の向上には不可欠な要素となっています。

こうした状況の中、日立と日立プラントは、2009年4月頃から両社の企業価値を向上することを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、日立および日立プラントは、日立が日立プラントを完全子会社化し、より安定した資本関係を構築することを通じて、日立プラントがこれまで日立グループが注力する「社会イノベーション事業」の重要な事業分野である水循環システム、空調システム、交通システム、電力システム、産業システム等で進めてきた日立グループとの連携以上に、日立プラントと日立グループとの連携を更に強化し、日立グループおよび日立プラントを一体として運営することが、日立プラントの企業価値の拡大のみならず日立グループ全体の企業価値拡大のために非常に有益であるとの結論に至りました。

具体的には、日立と日立プラントが一体運営を行うことで、今後さらに、日立プラントが日立グループのブランド力、資金力、研究インフラを最大限に活用することが可能となることに加え、日立プラントが有するプラントを支える重要な機能部品やサブシステムの取り纏め能力の強化、日立グループが保有するコア事業の強化、さらに、それらを有機的に結合して提供するトータルソリューション機能の強化を進めることで、日立グループと日立プラントの連携を深めていくことが可能となり、以下のとおり多彩な分野において、さらなるシナジーを発揮できると考えています。

水循環システム:地球規模で深刻化している水問題に対応するための機器・システム納入および施設の管理・運営までを含めたトータルソリューション提供(中近東、東南アジア等)

空調システム:発熱量の増加や高集積化等による消費電力の急激な拡大が問題となっているサーバ等のIT機器の監視・制御技術やサーバを直接冷やす局所冷却ユニット等の空調機器をキーとしたデータセンターにおける省エネソリューションの提案、クリーンルーム等の各種環境制御技術の提供(欧州、中国等)

交通システム:海外における車両納入から軌道敷設、組立・検査・修理施設建設までの一括納入等(欧州、米国、東南アジア等)

電力システム:発電プラントのグローバル展開における、現地工事での効率的な人員配置・運用、モジュール工法に代表される建設の合理化ノウハウの活用促進(欧州、米国、東南アジア、西アジア等)

産業システム:新興国等向けの大規模・総合インフラ構築、産業プラント建設等における設計、エンジニアリング、施工の効率化(中近東、中国等)

このように、上記分野でその協調を強めることで、製品・システムの実用化・市場投入の迅速化とグループシナジーのさらなる発揮を実現します。

なお、日立は日立プラントの完全子会社化後も、日立プラントの事業の特性や、運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意の上、日立プラントの事業の強化を図っていきます。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

日立は、本公開買付けの公正性を担保するために、主として以下のような事項を考慮しました。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

日立は、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下、本買付価格)の公正性を担保するため、本買付価格を決定するにあたり、日立および日立プラントから独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社(以下、野村証券)に日立プラントの株式価値の算定を依頼しました。

野村証券は、市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、DCF法)の各手法を用いて日立プラントの株式価値の算定を行い、日立は野村証券から本日、日立プラントの株式価値の算定結果に関する株式価値算定書(以下、算定書)を取得しました(なお、日立は、本買付価格の公正性に関する評価(フェアネスオピニオン)を取得していません。)

上記各手法において算定された日立プラントの普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 376 円から 474 円

類似会社比較法 284 円から 503 円

DCF 法 443 円から 643 円

まず市場株価平均法では、2009 年 7 月 24 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における日立プラントの普通株式の基準日終値、直近 1 週間平均、直近 1 ヶ月平均、直近 3 ヶ月平均および直近 6 ヶ月平均を基に、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 376 円から 474 円までと分析しています。

次に類似会社比較法では、日立プラントと比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、日立プラントの株式価値を評価し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 284 円から 503 円までと分析しています。

最後に DCF 法では、日立プラントの事業計画、日立プラントへのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した 2010 年 3 月期以降の日立プラントの将来の収益予想に基づき、日立プラントが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 443 円から 643 円までと分析しています。

日立は、野村證券から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、日立プラントの取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、日立プラントの普通株式の市場株価の動向、および本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、日立プラントとの協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本日の執行役社長の決定によって、本買付価格を 1 株当たり金 610 円と決定しました。

なお、本買付価格である 1 株当たり金 610 円は、2009 年 7 月 24 日(注)の東京証券取引所市場第一部における日立プラントの普通株式の普通取引終値の 470 円に対して 29.8% (小数点以下第二位四捨五入)、過去 1 ヶ月間(2009 年 6 月 25 日から 2009 年 7 月 24 日まで)の普通取引終値の単純平均値 461 円(小数点以下四捨五入)に対して 32.3% (小数点以下第二位四捨五入)、過去 3 ヶ月間(2009 年 4 月 27 日から 2009 年 7 月 24 日まで)の普通取引終値の単純平均値 458 円(小数点以下四捨五入)に対して 33.2% (小数点以下第二位四捨五入)、過去 6 ヶ月間(2009 年 1 月 26 日から 2009 年 7 月 24 日まで)の普通取引終値の単純平均値 376 円(小数点以下四捨五入)に対して 62.2% (小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(注) 上記執行役社長の決定の日の前日である 2009 年 7 月 27 日に日立グループの事業再編に関する報道があり、同日の日立プラントの株価が上昇したことを踏まえ、同日の前営業日である 2009 年 7 月 24 日を基準としてプレミアムを計算しております。過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間および過去 6 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値に対するプレミアムの計算についても同様です。

また、本公開買付けの対象には、本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、いずれも日立プラントの取締役、執行役および使用人に対するストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、本新株予約権の新株予約権者は、原則として、本新株予約権

行使時において、①第 3 回新株予約権については、日立プラントまたは日立プラントの子会社等の取締役、執行役、監査役または使用人の地位にあることを、②2006 年度新株予約権については、日立プラントの取締役、執行役または使用人の地位にあることを要するとされており、日立は、本公開買付けによりこれらの本新株予約権を買付けたとしても、これらを行使できないと解されることから、本新株予約権の買付価格は、いずれも 1 個につき 1 円と決定しています。

他方、日立プラントによれば、日立プラントは、日立および日立プラントから独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱 UFJ 証券株式会社(以下、三菱 UFJ 証券)に対し、日立プラントの普通株式に係る価値評価分析を依頼したとのことです(なお、三菱 UFJ 証券は、日立および日立プラントの関連当事者には該当しないとのことです。)

第三者算定機関である三菱 UFJ 証券は、日立プラントの価値評価分析にあたり必要となる情報を収集・検討するため、日立プラントから事業の現状および将来の利益計画等について資料を取得して説明を受けたとのことです。そして、三菱 UFJ 証券は、それらの情報を踏まえて日立プラントの株式価値評価分析を実施し、2009 年 7 月 27 日に予備的株式価値評価資料を提出したとのことです。

三菱 UFJ 証券が日立プラントの普通株式の価値分析に用いた手法は、市場株価分析、類似会社比較分析およびディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析(以下、DCF 分析)であり、それぞれの手法を用いて分析された普通株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりであるとのことです。

市場株価分析	: 376 円から 461 円
類似会社比較分析	: 450 円から 631 円
DCF 分析	: 524 円から 769 円

② 法律事務所からの助言

また、日立プラントによれば、日立プラントは、買付手続の適法性、公正性の担保、利益相反回避の手続や、日立プラント取締役会の開催時点での経営判断の当否等に関して、リーガルアドバイザーである岡・明賀・黒田法律事務所より意見書を取得したとのことです。

③ 取締役会に出席した取締役全員の承認

さらに、日立プラントによれば、日立プラントは、上記意見書の内容を踏まえ、本日開催の取締役会(取締役 8 名(うち社外取締役 4 名)中、出席取締役 7 名(うち社外取締役 3 名))において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討したとのことです。その結果、本公開買付けが日立プラントの経営基盤の強化、事業体制の再構築および今後の展開に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、日立プラント株主の皆様に対して合理的な価格により日立プラント株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、日立プラントの株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨、および本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を出席取締役全員の賛同を得て決議したとのことです(なお、日立プラントは、第三者算定機関からの公正性に関する意見(フェアネスオピニオン)は取得していないとのことです。)

なお、日立プラントによれば、日立プラント取締役のうち、社外取締役である中西宏明氏は日立の

執行役を兼務しているため、利益相反の疑い回避の観点から、本公開買付けに関する審議および決議には参加していないとのことです。

④ 買付け等の期間を比較的長期間に設定

日立は、本公開買付けにおける買付け等の期間を比較的長期間である 33 営業日に設定することにより、日立プラントの株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、本買付価格の公正性を担保しています。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

日立は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、日立プラントを日立の完全子会社化する方針であり、本公開買付けおよびその後の一連の手続により、日立プラントの発行済株式の全て(日立が保有する日立プラント株式を除きます。)を取得する予定です。

本公開買付けにより、日立が日立プラントの発行済株式の全て(日立プラントが保有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、日立は、本公開買付け後に、日立プラントとの間で、日立を完全親会社、日立プラントを完全子会社とする株式交換(以下、本株式交換)を行うことにより、日立が日立プラントの発行済株式の全て(日立が保有する日立プラント株式を除きます。)を取得することを企図しています。本株式交換においては、日立を除く日立プラントの株主の皆様が保有する日立プラント株式の対価として日立の株式を交付することを予定しており、本公開買付けに応募されなかった日立プラント株式を含む日立プラントの全株式(日立が保有している日立プラント株式を除きます。)は全て日立の株式と交換され、日立の株式 1 株以上を割り当てられた日立プラントの株主の皆様は、日立の株主となります。

なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 3 項本文に定める簡易株式交換により、日立における株主総会の承認を受けずに実施される予定です。また、本株式交換は、会社法第 784 条第 1 項に定める略式株式交換により、日立プラントにおける株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、日立と日立プラントそれぞれの株主の皆様の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に日立と日立プラントが協議の上で決定しますが、本株式交換により日立プラントの株主の皆様が受け取る対価(日立の株式。ただし、日立の 1 株未満の端数を割り当てられた場合は、当該端数売却代金の分配となります。以下同じです。)を決定するに際しての日立プラント株式の評価は、本公開買付けの日立プラントの普通株式の買付価格と同一の価格を基準にする予定です。

本株式交換に際しては、完全子会社となる日立プラントの株主の皆様は、会社法その他関連法令の手続に従い、日立プラントに対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、本株式交換は遅くとも 2010 年 4 月頃までを目処に実施する予定です。

一方、日立は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、日立プラントを日立の完全子会社化する方針であり、本公開買付けにより、日立プラントの本新株予約権の全てを取得する予定ですが、本公開買付けにより、日立が日立プラントの本新株予約権の全てを取得できなかった場合、日立は日立プラントに対して本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行うことを要請し、日立プラントは

かかる要請に応じて本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行う場合があります。

(5) 上場廃止となる見込みおよびその事由

日立プラントの普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部および大阪証券取引所市場第一部に上場されていますが、日立は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、日立プラントの株式は東京証券取引所および大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本株式交換により、日立は日立プラントを完全子会社化することを企図していますので、その場合、日立プラントの株式は東京証券取引所および大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、日立プラントの普通株式を東京証券取引所および大阪証券取引所において取引することができなくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

商 号	株式会社日立プラントテクノロジー	
事 業 内 容	社会インフラシステム、産業システム、空調システム、エネルギーシステムに関する開発、設計、製造、販売、サービス、施工など	
設 立 年 月 日	1929年6月10日	
本 店 所 在 地	東京都豊島区東池袋四丁目5番2号	
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	執行役社長 住川雅晴	
資 本 金	120億円(2009年3月31日現在)	
大 株 主 お よ び 持 株 比 率	株式会社日立製作所	68.14%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2.94%
	クレディ スイス セキュリティーズ ヨーロッパ リミテッド (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1.64%
	日立プラントテクノロジー従業員持株会	0.91%
	日本生命保険相互会社	0.66%
	株式会社みずほ銀行	0.60%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 バンク オブ ニューヨーク ジャスディック ノン トリーティー アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	0.58%
	住友生命保険相互会社	0.46%
	第一生命保険相互会社	0.33%
	(2009年3月31日現在)	
買 付 者 と 対 象 者 の 関 係 等	資本関係	日立は間接保有分0.74%を含め、日立プラントの発行済株式総数の68.88%に相当する134,718,918株を保有しています。 (2009年3月31日現在)
	人的関係	日立の執行役1名が日立プラントの取締役役に就任しています。
	取引関係	日立は、日立プラントとの間で、産業機械の購入、据付工事の委託、グループプーリング制度による資金取引等を行っています。
	関連当事者への該当状況	日立プラントは、日立の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2009年8月20日(木曜日)から2009年10月8日(木曜日)まで(33営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき、金610円

② 第3回新株予約権1個につき、金1円

2006年度新株予約権1個につき、金1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(i) 普通株式

日立は、本買付価格を決定するに際して参考にするため、日立および日立プラントとは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、日立プラントの株式価値の算定を依頼しました。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法および DCF 法の各手法を用いて日立プラントの株式価値の算定を行い、日立は野村證券から本日、算定書を取得しました(なお、日立は、本買付価格の公正性に関する評価(フェアネスオピニオン)を取得していません。)。上記各手法において算定された日立プラントの普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 376 円から 474 円

類似会社比較法 284 円から 503 円

DCF 法 443 円から 643 円

まず市場株価平均法では、2009年7月24日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における日立プラントの普通株式の基準日終値、直近1週間平均、直近1ヶ月平均、直近3ヶ月平均および直近6ヶ月平均を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を376円から474円までと分析しています。

次に類似会社比較法では、日立プラントと比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、日立プラントの株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を284円から503円までと分析しています。

最後に DCF 法では、日立プラントの事業計画、日立プラントへのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した2010年3月期以降の日立プラントの将来の収益予想に基づき、日立プラントが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を443円から643円までと分析しています。

日立は、野村證券から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、日立プラントの取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、日立プラントの普通株式の市場株価の動向、および本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、日立プラントとの協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本日の執行役社長の決定によって、本買付価格を1株当たり金610円と決定しました。なお、本買付価格である1株当たり金610円は、2009年7月24日(注)の東京証券取引所市場第一部における日立プラントの普通株式の普通取引終値の470円に対して、29.8%(小数点以下第二位四捨五入)、過去1ヶ月間(2009年6月25日から2009年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値461円(小数点以下四捨五入)に対して32.3%(小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヶ月間(2009年4月27日から2009年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値458円(小数点以下四捨五入)に対して33.2%(小数点以下第二位四捨五入)、過去6ヶ月間(2009年1月26日から2009年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値376円(小数点以下四捨五入)に対

して62.2%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(注)上記執行役社長の決定の日の前日である2009年7月27日に日立グループの事業再編に関する報道があり、同日の日立プラントの株価が上昇したことを踏まえ、同日の前営業日である2009年7月24日を基準としてプレミアムを計算しております。過去1ヶ月間、過去3ヶ月間および過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値に対するプレミアムの計算についても同様です。

(ii) 新株予約権

本公開買付けの対象には、本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、いずれも日立プラントの取締役、執行役および使用人に対するストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、本新株予約権の新株予約権者は、原則として、本新株予約権行使時において、①第3回新株予約権については、日立プラントまたは日立プラントの子会社等の取締役、執行役、監査役または使用人の地位にあることを、②2006年度新株予約権については、日立プラントの取締役、執行役または使用人の地位にあることを要するとされており、日立は、本公開買付けによりこれらの本新株予約権を買付けたとしても、これらを行使できないと解されることから、上記の通り、本新株予約権の買付価格は、いずれも1個につき1円と決定しています。

② 算定の経緯

(買付価格の決定に至る経緯)

日立プラントは、日立の連結子会社であり、日立グループが注力する「社会イノベーション事業」のうち、日立プラントの事業と関係が深い分野は、造水・排水処理・水リサイクル・送水等の水循環システム、環境配慮型データセンタ等の空調システム、交通システム、原子力発電プラント・高効率石炭火力発電プラント・スマートグリッド(次世代電力網)等の電力システム、大規模・総合インフラ構築・産業プラント建設等の産業システムであります。いずれも、グローバル市場を対象とし、国・地域・都市を単位とする大型プロジェクトとなるケースが多く、世界的プレーヤーとの熾烈な競争環境下での展開が必要となります。これらの大型プロジェクトの中でも、市場の拡大が期待できる海外プロジェクトにおいては、信頼性の高い社会インフラを提供しながら、安定的に高い収益を実現するために、戦略的な営業力の強化とともに、システム取り纏め力の強化が欠かせません。

また、全世界、全地域で高まっている、社会インフラの新たな構築、リノベーションのニーズに対応し、環境に配慮しながら、安全で信頼性が高い社会インフラを提供するためには、今後、情報通信システムと電力・産業システムの有機的な融合により、情報通信システムにおける社会・産業向け大規模システム構築力と電力・産業システムを中心とした強いコア機器群を一体化した営業力・提案力の強化を図り、顧客ニーズに統合的・機動的に対応することが成長性・収益力の向上には不可欠な要素となっています。

こうした状況の中、日立と日立プラントは、2009年4月頃から両社の企業価値を向上することを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、日立および日立プラントは、日立が日立プラントを完全子会社化し、より安定した資本関係を構築することを通じて、日立プラントがこれまで

日立グループが注力する「社会イノベーション事業」の重要な事業分野である水循環システム、空調システム、交通システム、電力システム、産業システム等で進めてきた日立グループとの連携以上に、日立プラントと日立グループとの連携を更に強化し、日立グループおよび日立プラントを一体として運営することが、日立プラントの企業価値の拡大のみならず日立グループ全体の企業価値拡大のために非常に有益であると判断するに至ったことから、日立は、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本買付価格について決定しました。

(i) 普通株式

(a) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

日立は本買付価格を決定するにあたり、2009年5月頃に日立および日立プラントとは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、日立プラントの株式価値の算定を依頼し、野村證券より算定書を本日、取得しています(なお、日立は、本買付価格の公正性に関する評価(フェアネスオピニオン)を取得しておりません。)

(b) 当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法およびDCF法の各手法を用いて日立プラントの株式価値算定を行っており、各手法において算定された日立プラントの普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	376円から474円
類似会社比較法	284円から503円
DCF法	443円から643円

(c) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

日立は、野村證券から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、日立プラントの取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、日立プラントの普通株式の市場株価の動向、および本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、日立プラントとの協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本日の執行役社長の決定によって、本買付価格を1株当たり金610円と決定しました。

(ii) 新株予約権

本公開買付けの対象には、本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、いずれも日立プラントの取締役、執行役および使用人に対するストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、本新株予約権の新株予約権者は、原則として、本新株予約権の行使時において、①第3回新株予約権については、日立プラントまたは日立プラントの子会社等の取締役、執行役、監査役または使用人の地位にあることを、②2006年度新株予約権については、日立プラントの取締役、執行役または使用人の地位にあることを要するとされており、日立は、本公開買付けによりこれらの本新株予約権を買付けたとしても、これらを行使できないと解されることから、上記の通り、本新株予約権の買付価格は、本日の執行役社長の決定によって、いずれも1個につき1円と決定しています。

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

日立は、本公開買付けの公正性を担保するために、主として以下のような事項を考慮しました。

(a) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

日立は、本買付価格の公正性を担保するため、本買付価格を決定するにあたり、日立および日立プラントから独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に日立プラントの株式価値の算定を依頼しました。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法、DCF法の各手法を用いて日立プラントの株式価値の算定を行い、日立は野村證券から本日、算定書を取得しました(なお、日立は、本買付価格の公正性に関する評価(フェアネスオピニオン)を取得していません。)

日立は、野村證券から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、日立プラントの取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、日立プラントの普通株式の市場株価の動向、および本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、日立プラントとの協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本日の執行役社長の決定によって、本買付価格を1株当たり金610円と決定しました。

他方、日立プラントによれば、日立プラントは、日立および日立プラントから独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJ証券に対し、日立プラントの普通株式に係る価値評価分析を依頼したとのことです(なお、三菱UFJ証券は、日立および日立プラントの関連当事者には該当しないとのことです。)

第三者算定機関である三菱UFJ証券は、日立プラントの価値評価分析にあたり必要となる情報を収集・検討するため、日立プラントから事業の現状および将来の利益計画等について資料を取得して説明を受けたとのことです。そして、三菱UFJ証券は、それらの情報を踏まえて日立プラントの株式価値評価分析を実施し、2009年7月27日に予備的株式価値評価資料を提出したとのことです。

三菱UFJ証券が日立プラントの普通株式の価値分析に用いた手法は、市場株価分析、類似会社比較分析およびDCF分析であり、それぞれの手法を用いて分析された普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりであるとのことです。

市場株価分析	: 376円から461円
類似会社比較分析	: 450円から631円
DCF分析	: 524円から769円

(b) 法律事務所からの助言

また、日立プラントによれば、日立プラントは、買付手続の適法性、公正性の担保、利益相反回避の手続や、日立プラント取締役会の開催時点での経営判断の当否等に関して、リーガルアドバイザーである岡・明賀・黒田法律事務所より意見書を取得したとのことです。

(c) 取締役会に出席した取締役全員の承認

さらに、日立プラントによれば、日立プラントは、上記意見書の内容を踏まえ、本日開催の取締役会(取締役8名(うち社外取締役4名)中、出席取締役7名(うち社外取締役3名))において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討したとのことです。その結果、本公開買付けが日立プラントの経営基盤の強化、事業体制の再構築および今後の展開に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、日立プラント株主の皆様に対して合理的な価格により日立プラント株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、日立プラントの株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨、および本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を出席取締役全員の賛同を得て決議したとのことです(なお、日立プラントは、第三者算定機関からの公正性に関する意見(フェアネスオピニオン)は取得していないとのことです。)

なお、日立プラントによれば、日立プラント取締役のうち、社外取締役である中西宏明氏は日立の執行役を兼務しているため、利益相反の疑い回避の観点から、本公開買付けに関する審議および決議には参加していないとのことです。

(d) 買付け等の期間を比較的長期間に設定

日立は、本公開買付けにおける買付け等の期間を比較的長期間である 33 営業日に設定することにより、日立プラントの株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、本買付価格の公正性を担保しています。

③ 算定機関との関係

野村證券は、日立の関連当事者には該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
63,121,235 株	一株	一株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限および下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、日立プラントは法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取る場合があります。

(注3) 本公開買付けを通じて、日立プラントが保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより日立が取得する日立プラントの株券等の最大数(株式に換算したもの)を記載しています。当該最大数は、日立プラントが2009年6月24日に提出した第114期有価証券報告書に記載された2009年3月31日現在の日立プラントの発行済株式総数(195,590,898株)に、同有価証券報告書に記載された2009年3月31日現在存在する本新株予約権の目的である日立プラント株式(2009年3月31日以降本日まで本新株予約権が行使されたことにより発行または移転された日立プラント株式を含みます。)の数(1,863,000株)を加え、本日現在において日立が保有する日立プラント株式の数(133,276,584株)および同有価証券報告書に記載された2009年3月31日現在において日立プラントが保有する自己株式の数(1,056,079株)の合計数を控除した日立プラント株式の数(63,121,235株)になります。

(注5) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行または移転される日立プラントの株式についても本公開買付けの対象とします。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	133,276 個	(買付け等前における株券等所有割合 69.07%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	780 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.40%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	63,121 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	192,965 個	

(注1)「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主の議決権の数」を分母にしています。

(注2)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在日立が把握している分の各特別関係者(ただし、特別関係者のうち金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下、法)第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下、府令)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しています。

(注3)「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(63,121,235株)に係る議決権の数を記載しています。

(注4)本公開買付けにおいては、各特別関係者の所有株券等(ただし、特別関係者である日立プラントが保有する自己株式を除きます。)もその対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算していません。

(注5)「対象者の総株主の議決権の数」は、日立プラントが2009年6月24日に提出した第114期有価証券報告書に記載された2009年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けでは買付予定数の上限を設けておらず、かつ、日立プラントの発行している全ての株式(ただし、日立プラントが保有する自己株式を除き、公開買付け期間の末日までに本新株予約権の行使により発行または移転される可能性のある日立プラント株式を含みます。)および新株予約権を本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同有価証券報告書に記載された2009年3月31日現在の日立プラントの発行済株式総数(195,590,898株)に、同有価証券報告書に記載された2009年3月31日現在存在する本新株予約権の目的である日立プラント株式(2009年3月31日以降末日までに本新株予約権が行使されたことにより発行または移転された日立プラント株式を含みます。)の数(1,863,000株)を加え、同有価証券報告書に記載された2009年3月31日現在において日立プラントが保有する自己株式の数(1,056,079株)を控除した日立プラント株式の数(196,397,819株)に係る議決権の数(196,397個)を分母として計算しています。

(注6)「買付け等前における株券等所有割合」および「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金

金 38,504 百万円

(注)買付代金には、応募株券等の全部が普通株式であったと仮定した場合の金額として、買付予定数(63,121,235 株)に 1 株当たりの買付価格(金 610 円)を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称および本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番1号

ジョインベスト証券株式会社(復代理人) 東京都港区港南二丁目15番1号

② 決済の開始日

2009 年 10 月 16 日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付代理人を通じて応募された方には、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。))の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。復代理人である

ジョインベスト証券株式会社を通じて応募された方には、同社のホームページ(<https://www.joinvest.jp/>)に記載される方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

④ 株券等の返還方法

後記「(9)その他買付け等の条件および方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容および撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください)。第3回新株予約権については、同新株予約権の応募に際して提出された新株予約権証券を、2006年度新株予約権については、同新株予約権の応募に際して提出された「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」、「新株予約権割当契約書」および本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類を、それぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付または応募株主等の住所への郵送により返還します。

(9) その他買付け等の条件および方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無および内容

買付予定数の上限および下限を設定しておりません。したがって、日立は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容および撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下、令)第14条第1項第1号イないしリおよびヲないしソ、第2号、第3号イないしチ、第4号、第5号ならびに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容および引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付け期間中に日立プラントが令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。公開買付代理人を通じて株券等の応募をされた応募株主等が契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに応募の受付を行った公開買付代理人の本店または全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下、解除書面)を交付または送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。復代理人であるジョインベスト証券株式会社を通じて株券等の応募をされた応募株主等が契約の解除をする場合は、同社のホームページ(<https://www.joinvest.jp/>)に記載される方法によって公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

(その他の野村証券株式会社全国各支店)

ジョインベスト証券株式会社(復代理人)

東京都港区港南二丁目 15 番1号

なお、日立は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償または違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も日立の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項および訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 および府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

2009年8月20日(木曜日)

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しています。

ジョインベスト証券株式会社(復代理人) 東京都港区港南二丁目15番1号

3. 公開買付け後の方針等および今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」を参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが日立グループの業績に与える影響については、確定次第速やかに報告します。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者またはその役員との間の合意の有無および内容

日立プラントによれば、日立プラントは、本日開催の取締役会(取締役8名(うち社外取締役4名)中、出席取締役7名(うち社外取締役3名))において、本公開買付けに賛同を表明し、かつ、日立プラントの株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨、および本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を出席取締役全員の賛同を得て決議を行ったとのこと。

なお、「公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程」および「利益相反を回避する措置の具体的内容」については、「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程および本公開買付け後の経営方針」および「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

日立プラントは、本日、東京証券取引所および大阪証券取引所において第115期第1四半期の決算短信を公表しています。当該公表に基づく、日立プラントの連結損益状況等の概要は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、日立プラントが公表した内容を一部抜粋したものであり、日立はその正確性および真実性について独自に検証する立場になく、また、実際かかる検証を行っておりません。

① 損益の状況

会 計 期 間	第115期第1四半期連結累計期間 (自2009年4月1日 至2009年6月30日)
売 上 高	64,424百万円
売 上 原 価	57,391百万円
販売費および一般管理費	8,593百万円
営 業 外 収 益	207百万円
営 業 外 費 用	174百万円
四 半 期 純 利 益	△901百万円

(注)売上高には、消費税等は含まれていません。

② 1株当たりの状況

会 計 期 間	第115期第1四半期連結累計期間 (自2009年4月1日 至2009年6月30日)
1株当たり四半期純利益	△4.63円
1株当たり配当額	—
1株当たり純資産額	505.40円

以上

■お問い合わせ先

コールセンター

TEL 0120-770-241 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～18:00 (平日のみ)

(開設期間:2009年7月28日～10月16日)

<将来の見通しに関するリスク情報>

本資料における日立の今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する記述は、日立が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがあります。その要因のうち、主なものは以下の通りです。

- ・ 主要市場(特に日本、アジア、米国およびヨーロッパ)における経済状況および需要の急激な変動
- ・ 製品需給の変動(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 価格競争の激化(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 新技術を用いた製品の開発、タイムリーな市場投入、低コスト生産を実現する日立および子会社の能力
- ・ 急速な技術革新(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 為替相場変動(特に円/ドル、円/ユーロ相場)
- ・ 原材料価格の急激な変動
- ・ 製品需給、為替相場および原材料価格変動に対応する日立および子会社の能力
- ・ 主要市場(特に日本、アジア、米国およびヨーロッパ)における社会状況および貿易規制等各種規制
- ・ 自社特許の保護および他社特許の利用の確保(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 日立、子会社または持分法適用会社に対する訴訟その他の法的手続
- ・ 製品やサービスに関する欠陥・瑕疵等
- ・ 事業構造改善施策の実施
- ・ 製品開発等における他社との提携関係
- ・ 資金調達環境
- ・ 日本の株式相場変動

<その他の注意事項>

- ・ 本ニュースリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項および同施行令第30条の規定により、内部者取引(いわゆるインサイダー取引)規制に関する第一次情報受領者として、本ニュースリリースの発表から12時間を経過するまでは、日立プラントの株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分ご注意ください。万が一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、日立は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 本ニュースリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本ニュースリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、またはその一部を構成するものではなく、本ニュースリリース(若しくはその一部)またはその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- ・ 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続および情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続および基準は、米国における手続および情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(SECurities Exchange Act of 1934)第13条(e)項または第14条(d)項および同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続および基準に沿ったものではありません。本ニュースリリースに含まれる全ての財務情報が米国の会社の財務情報と同等のものとは限りません。また、日立が米国外で設立された会社であり、その役員の大部分が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利および請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社またはその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社およびその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。
- ・ 本ニュースリリースの発表、発行または配布は、国または地域によって法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国または地域においては、仮に本ニュースリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込みまたは売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

このニュースリリースにおける将来予測に関する情報は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいています。このため、実際の結果と大きく異なったり、予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。
